大阪府こころの健康総合センター　所報　令和５年度（概要）

発刊にあたって

令和5年度の「大阪府こころの健康総合センター所報・紀要」を取りまとめましたので、この１年間の当センターの事業について報告します。

　令和2年から世界中で拡大した新型コロナウイルス感染症は、我が国でも令和2年4月7日の緊急事態宣言以降、多くの人々に大きな影響を及ぼし、センター業務の多くが感染対策のために様々な制約を受けましたが、令和5年5月8日をもって5類感染症として扱われることになり、おおむね従前の体制に戻ることになりました。一方、研修のハイブリッド開催やオンデマンド配信、相談業務やコンサルテーションにおけるオンラインの活用など新しいやり方は引き続き積極的に取り入れていくこととなりました。

　令和4年12月16日に公布された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）が一部改正されました。医療保護入院の同意や退院請求を行うことができる「家族等」からDVや虐待の加害者を除くことや、措置入院や医療保護入院の入院措置を行う際に家族にも告知することなどが、令和5年4月1日に施行されました。さらに令和6年4月にも大きく変更されるため、これらへの対応を行いました。

「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」（令和5年から7年）、及び「大阪府自殺対策計画」（令和5年から10年）が策定されました。依存症専門相談と並行して実施する「借金専門相談」や「若者の自殺未遂対応チーム事業」などの新規事業も含め、庁内や関連機関等と連携を図りつつ、事業を展開しています。

令和6年1月1日には能登半島地震が発生しました。この地震により亡くなられた方々に哀悼の意を表し、御遺族と被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。大阪府は石川県の要請に応じてDPAT先遣隊を派遣し、派遣元としてDPAT調整本部を設置し、当センター職員も健康医療部地域保健課職員とともに派遣調整等の本部業務に従事しました。

当センターでは、今後も府民のこころの健康づくりを進める拠点として、関係機関・団体等との連携・協力をさらに含め、こころの健康に関わる課題に取り組んでまいります。府民のみなさま、関係機関・団体のみなさまのご支援、ご協力をお願いいたします。

令和6年10月

大阪府こころの健康総合センタ　所長　　平山　照美

＜これより本文＞

Ⅰ．概要

１．設立の目的及び業務

　大阪府こころの健康総合センター（以下「センター」という。）は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第6条に規定される精神保健福祉センターであり、精神保健福祉に関する中核施設として条例により設置されている。精神保健福祉法の理念にのっとり、「精神障がい者の自立と社会復帰を目指す」、「府民のこころの健康の保持、増進を図る」という精神保健福祉における今日的課題の解決に向け積極的に取り組むこととしている。

　センターは、次の業務を行うこととしている（大阪府こころの健康総合センター処務規程より）。

（1）精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための事業の企画に関すること。

（2）精神保健及び精神障害者の福祉に係る調査研究に関すること。

（3）精神保健及び精神障害者の福祉に係る行政機関及び関係団体との連携及び調整に関すること。

（4）災害時におけるこころのケア活動に関すること。

（5）精神保健及び精神障害者の福祉に係る情報の提供及び普及啓発に関すること。

（6）精神保健及び精神障害者の福祉に係る人材育成及び相談に関すること。

（7）精神障害者保健福祉手帳に関すること。

（8）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二章第四節に規定する自立支援医療費の支給（精神障害者に係るものに限る。）に関すること。

（9）大阪府精神医療審査会の事務に関すること。

（10）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項の意見の陳述に関すること及び第二十六条第一項の技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助に関すること。

（11）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の六第一項の規定による精神科病院への立入検査に関すること。

（12）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項の規定による精神保健指定医に関すること。

（13）精神障害者の権利譲護を図るための関係行政機関及び関係団体との連携に関すること。

（14）保健所における精神保健及び精神障害者の福祉に係る業務の支援に関すること。

（15）精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るものの活動の支援に関すること。

（16）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項に規定する精神保健指定医の診察及び法第

二十九条第一項の規定による入院に関すること。

（17）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十四条の規定による移送に関すること。

（18）自殺対策推進センターの運営に関すること。

（19）（1）～（18）に掲げるもののほか、府民の精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図るため必要なこと。

２．基本理念・基本方針

【基本理念】

「私たちは、府民のこころの健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障がい者の人権の尊重と福祉の増進をめざします。」

【基本方針】

（1）精神障がい者の医療及び福祉の向上を図ります。

（2）時代のニーズに応じた専門相談及び技術支援を行います。

（3）地域の精神保健福祉を支える人材を育成します。

（4）関係機関との連携を進め、地域の課題解決に向けたネットワークづくりを支援します。

（5）精神保健に関する調査研究・情報発信を行います。

３．沿　革

昭和27（1952）年8月 大阪府精神衛生相談所設置

昭和37（1962）年4月 大阪府立公衆衛生研究所に精神衛生部開設

平成6 （1994）年4月 大阪府精神衛生相談所及び大阪府立公衆衛生研究所精神衛生部を廃止し、

大阪府立こころの健康総合センターとして新築オープン

平成14（2002）年4月 大阪府こころの健康総合センターに改称

４．施設概要

所在地　〒558-0056　大阪市住吉区万代東3丁目1-46　TEL：代表 06-6691-2811　FAX：06-6691-2814

E-mail：kenkosogo@sbox.pref.osaka.lg.jp　ホームページ：http://kokoro-osaka.jp/

施設規模　 鉄筋　コンクリート地上4階、地下1階　敷地面積　約1,900㎡　建築面積　約860㎡　延床面積　約3,350㎡　（3階部分は、令和3年度から大阪府難病相談支援センターが使用）

最寄りの交通機関 大阪シティバス「府立総合医療センター」，阪堺電軌上町線「帝塚山四丁目」，JR阪和線「長居」，Osaka Metro 御堂筋線「長居」，南海電鉄高野線「住吉東」

５．機構

当センターにおける職員配置及び事務分掌は以下のとおり。 （令和6年3月31日現在）

総務課　１．庶務、２．予算、３．庁舎管理、４．自立支援医療費の支給認定に係る事務、５．他課分掌外事務

事業推進課　１．企画・調整、２．教育研修・普及啓発、３．調査・研究、４．精神保健福祉関連団体への支援、５．自殺対策に関すること、６．災害時等こころのケア活動に関すること

相談支援・依存症対策課　１．精神保健及び精神障害がい者の福祉に係る相談に関すること、２．電話相談、３．依存症対策に関すること、４．地域精神保健福祉活動への支援

医療審査課　１．精神障害者保健福祉手帳の判定に係る事務、２．精神医療審査会、３．精神科病院への立入検査、４．措置診察業務に関すること、５．精神科救急医療に関すること

６．決算の状況

令和5年度の決算状況は、歳入が9,238,905千円、歳出が19,854,726千円であった。

Ⅱ．事業

１．精神保健福祉に関する企画

概要

　精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図るための取組みや事業を企画・実施し、事業評価を行っている。

事業実績

（１）災害時等のこころのケア活動に関すること

１）大阪DPAT養成研修

　災害等が発生した際には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、各種関係機関等との連携、マネジメン

ト、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要であり、このような活動を行うために大阪

府によって組織される専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム（DPAT）を養成する研修を

平成29年度より年1回開催している。令和5年度は講義、演習の2日間とも集合開催した。演習では、南海トラフ地震発災時を想定し、活動拠点本部の立上げ、避難所支援、病院支援についての演習を実施し、DPAT活動についての理解を深めた。

　また、講義・演習の内容を後日、大阪DPAT隊員登録者を対象に技能維持研修として大阪府公式YouTubeの配信により実施した。

２）災害時等こころのケア研修

　災害時等のメンタルヘルスに関する問題に対応できるようPFA（サイコロジカル・ファーストエイド）について学ぶことを目的として研修を実施した。なお、本研修は精神保健福祉従事者研修と合同開催とした。

３）能登半島地震における大阪DPATの派遣

　令和6年1月1日に発生した能登半島地震について、1月7日にDPAT事務局から派遣要請があり、1月

9日に大阪DPAT調整本部を設置し、先遣隊を計７隊派遣した。被災地では、石川県DPAT調整本部や輪

島市DPAT指揮所、珠洲市DPAT指揮所、石川中央・南加賀医療圏DPAT支援指揮所で支援を行った。

　大阪DPAT調整本部では、地域保健課精神保健グループ及び当センターの職員が先遣隊の派遣調整等後方支援を行った。

（２）産業保健分野との連携事業

１）大阪産業保健総合支援センターとの連携

勤労者のこころの健康問題への対応力の向上を図るため、産業保健活動を行っている大阪産業保健総合支援センターと連携し、企業の健康管理業務や人事労務の担当者を対象に、こころの健康づくりに関する講習会を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症対策として例年より対象人数を会場定員の3分の1に設定した。

２．普及啓発

概要

　当センターでは、こころの健康づくりを推進するため、府民が利用できる「こころの健康図書コーナー」を開設するとともに、各種刊行物やホームページにおいて、こころの健康づくりに関する情報提供・普及啓発と医療機関・相談機関などの社会資源に関する情報提供を行っている。

事業実績

（１）刊行物による情報提供・普及啓発

１）大阪府内で精神疾患の診療を行う機関

　　府内の精神保健福祉関係相談窓口及び精神科医療機関を対象に「大阪府内で精神疾患の診療を行う機関一覧」を発行した。また、詳細なデータを随時更新し、ホームページにおいて情報提供した。

２）新規作成・改訂刊行物

「トラウマの理解とこころのケア」、「子どものトラウマの理解とこころのケア」、「ひとりで悩まないで～相談窓口一覧～」、「それって依存症かも？」、「アルコール依存症とは」、「やめられないのは、意志が弱いのではなく依存症かもしれません」、「高齢者のお酒の問題あきらめていませんか？」、「お酒とうまくつきあおう」、「アルコールの身体への影響」、「やってみよう！アルコール依存度チェック」、「ビンジドリンキングの危険性」、「女性とアルコール」、「赤ちゃんとアルコール」、「飲酒運転クイズ」、「飲酒運転クイズ（回答編）」、「飲酒運転には、厳しい罰則と行政処分があります」、「運転者以外にも、厳しい罰則があります」を作成、改訂を行った。

３）メールマガジン「こころのオアシス通信」

　市町村や医療機関等関係者向けに、当センターが実施する事業や作成したリーフレット、新着図書などを広報し、地域の精神保健福祉活動を推進することを目的に、メールマガジン「こころのオアシス通信」を、計11回配信した。併せて、精神保健福祉業務に役立つ国や全国の動きなどを情報提供した。

（２）ホームページによる情報提供・普及啓発

　ホームページ「こころのオアシス」（http://kokoro-osaka.jp/）において、精神保健福祉に関する総合的な情報提供を行った。

（３）こころの健康図書コーナーの図書数

　今年度の新規図書数、蔵書総数は、36,812であり、新規図書数は、図書19、雑誌81、AV0、資料62、参考図書3であった。

３．府職員及び関係機関職員への研修（人材育成）

概要

精神保健福祉業務に従事する職員（府健康医療部等精神保健福祉担当職員、市町村・福祉事務担当職員、医療機関職員、障害者総合支援法に規定する障がい福祉サービスを行う事業所職員等）の資質向上を目的に、広く関係者の育成を図るため、研修を行っている。

事業実績

「健康医療部等精神保健福祉担当職員研修」はケースワーカー・保健師・心理職員等に対する研修で、表3-1の体系に基づき階層別に開催した。また、「関係機関職員研修」として、市町村・福祉事務所・医療機関・障がい福祉サービス事業所等で精神保健福祉業務に従事する職員に対する研修を表3-2のとおり実施した。

　なお、開催にあたっては、（一社）大阪精神科病院協会と（公社）大阪精神科診療所協会の後援を受けた。階層別研修は、対象者を精神保健福祉業務に従事した年数に分けて実施する研修であり、新転任者、2年目、3年目、年数指定なし、主査級職員の5階層となっている。

　新転任者対象のベーシック研修は、新たに精神保健福祉業務に従事することになった職員に対し、実務知識を習得するための講義を中心とした基礎的な研修を行った。

2年目、3年目の職員を対象としたステップアップ研修では、地域での実践を振り返りながら相談支援のスキルを高めることができるように、面接技術や関係機関との連携による地域支援の方法についてをテーマに実施した。

スキルアップ研修では、「災害時等こころのケア」及び「精神保健福祉領域におけるトラウマインフォームドケアを学ぶ」をテーマに実施した。

スーパーバイズ研修は、保健所の精神保健福祉チーム主査級職員を対象に、スーパーバイズの技術を身につけることができるよう、講義と事例検討を行った。

４．調査研究

概要

精神保健及び精神障がい者の福祉に係る調査研究を行っている。

事業実績

【調査研究】

〇健康と生活に関する調査

　「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」（令和５年３月策定）に基づき、大阪府におけるギャンブル等依存症に関する実態を把握し、今後の大阪府におけるギャンブル等依存症対策を考えるための資料とすることを目的に、住民基本台帳から無作為抽出した府民18,000名を対象に調査を実施し、結果検討会議を開催し、報告書を作成した（有効回答数6,616票、有効回答率36.8％）。

　　報告書：<https://www.pref.osaka.lg.jp/kokoronokenko/osakaaddiction/23_g_research.html>

５．自殺対策

概要

　全国の自殺者数は、平成10年以降3万人を超える状態が続いていたが、平成22年から減少傾向となり、平成24年に3万人を下回り、令和5年は21,837人であった。

　大阪府の自殺者数も全国と同様に推移し、平成10年に2千人を超えて以降、高止まりの状態で推移していたが、平成23年から減少し始め2千人を下回り減少傾向であったが、令和4年は前年より112人増の1,488人（警察庁の自殺統計）で、これは新型コロナウイルス感染症の拡大による社会の状況の変化もあり、自殺者が11年ぶりに増加した令和2年より多い状況となった。

　大阪府においては、国の「自殺総合対策大綱」を踏まえ、平成30年3月に基本指針の一部改正を行った。本指針は、平成28年4月に自殺対策基本法の一部が改正されたことを受けて、都道府県自殺対策計画として位置付けられ、「毎年、府内の自殺者数の減少を維持する」「早期に府内各市町村が自殺対策計画を策定するように支援する」ことが新たな目標として掲げられた。国は、令和4年10月、自殺対策の指針として新たな「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」を閣議決定した。大阪府でも、自殺対策を総合的かつ効率的に進めていくために、令和5年3月、「大阪府自殺対策計画」を策定した。

　当センターでは、平成21年度設置の自殺予防情報センターを平成28年4月に「大阪府自殺対策推進センター」とし、関係機関と連携を図りながら、市町村における自殺対策計画の推進の支援や、保健所や市町村等に対する適切な助言や情報提供、地域における自殺対策の関係者に対して研修などを行い、地域の状況に応じた自殺対策の総合的な推進を図った。

事業実績

（１）大阪府自殺対策推進センター

　保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関（以下「関係機関」という。）と連携を図りながら、保健所や市町村等に対し適切な助言や情報提供、自殺に関する専門的な相談の対応、地域における自殺対策の関係者に対する研修等を行った。

　また、厚生労働省が設置している「こころの健康相談統一ダイヤル」を利用した回線を当センター内に3回線配置し、自殺予防のための電話相談の充実を図るとともに、自殺予防週間のある9月と自殺対策強化月間である3月の1か月間においては、24時間体制で「集中電話相談」（一部民間団体に委託）として実施した。

　さらに、平成27年度途中から40歳未満の人を対象に、毎週水曜日に若者専用電話相談電話「わかぼちダイヤル」を実施し、様々な悩みを抱えた若者の相談に対応することで、自殺予防につなげる取組みを行った。

１）自殺対策に関する情報提供・普及啓発

○ホームページによる情報提供

『こころのオアシス』（http://kokoro-osaka.jp/）に「自殺対策」のページを設け、大阪府の自殺対策や悩みの相談窓口などの情報提供を行うとともに、悩みの相談窓口について、二次元コードからもアクセスできるよう工夫した。

○大阪府内の各市町村における自殺の状況

　警察庁から提供を受けた自殺統計原票データに基づき、厚生労働省が集計を行った「地域における自殺の基礎資料」を用いて、各市町村等における地域の月別及び年間の自殺者の状況をまとめ、各地域での自殺対策に役立ててもらえるよう情報提供を行った。

○自殺対策普及啓発

　9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間にロビーでの啓発展示や、『こころのオアシス』の啓発バナーの設置、厚生労働省作成のポスター等の関係機関への配布、メールマガジン「こころのオアシス通信」、もずやんXによる情報発信を行った。

２）自殺対策研修

保健所・市町村等地域の相談体制の整備や精神保健福祉にかかわる職員が社会問題として共通認識を持ち、

地域の自殺予防のゲートキーパーの役割を果たし、適切な対応ができるよう相談従事者を対象にした各種研修会を企画・開催し、人材育成を図った。新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、対面で実施が望ましい研修を対面で実施した。

３）自死遺族相談

平成21年10月から自死遺族等を対象に来所による個別専門相談を行い、安心して話せる場所や必要な情報提供などを行っており、令和5年度の自死遺族相談に関する相談は、電話相談が実29件（延32件）、来所相談件数は実11件（延33件）であった。

また、相談従事者を対象に相談対応力を向上し、支援に役立てるため、自死遺族相談事例検討会を3回開催した。

４）こころの健康相談統一ダイヤル

　大阪府では、国が運用している「こころの健康相談統一ダイヤル（以下「統一ダイヤル」という。）」に、平成24年9月から加入し、自殺予防のための電話相談を実施している。

　令和5年度は、「統一ダイヤル」による電話相談を3回線で実施した。相談件数は6,931件であった。

５）「こころの健康相談統一ダイヤル」集中電話相談

　平成24年度から、夜間休日の相談を民間団体に委託し、集中電話相談を実施している。令和5年度は自殺予防週間のある9月と、自殺対策強化月間の3月の各1か月間,24時間電話相談を実施した。

６）若者専用電話相談

　様々な悩みを抱えた若者の自殺予防を図るため、平成27年度から，毎週水曜日9時30分から17時とし、若者（40歳未満の方）を対象とした電話相談「わかぼちダイヤル～わかものハートぼちぼちダイヤル～」を開設した。令和5年度の総相談件数は510件、うち対象者が40歳未満の相談が60件であった。

７）電話相談従事者養成研修

「統一ダイヤル」「若者専用電話相談」「こころの電話相談」に従事する電話相談員等を対象に、ゲートキーパーとしてのスキルを学び高めることができるようゲートキーパー養成研修を実施するとともに、相談者に対する理解を深め、適切な援助が提供できるよう事例検討を行うことにより、電話相談員等の資質向上を図った。

８）大阪府版ゲートキーパー養成研修

 保健所と共同で作成した『大阪府版ゲートキーパー養成研修講師用テキスト』（「基礎情報編・ロールプレ

イ編」、「基礎情報編・若年者支援編」）及び受講者用『大阪府版ゲートキーパー養成研修テキスト』（「基礎情報編」1.初級編・2.中級編・3.若年者支援編、「ロールプレイ編」1.傾聴技法初級・2.傾聴技法中級・3.見るロールプレイ・4.シナリオロールプレイ・5.実践ロールプレイ・6.シナリオロールプレイ2）を用いて、ゲートキーパー養成研修テキスト講習会を行った。

　また、講師用テキストを第3版に改訂した。

○大阪府版ゲートキーパー養成研修テキスト講習会

開催回数は2回で、受講者は34機関、47人であった。

○ゲートキーパー養成研修

『大阪府版ゲートキーパー養成研修テキスト』を活用して、府内で開催されたゲートキーパー養成研修は、計49回で、参加者は延1,236人であった（J-1研修含む）。

９）「こころの健康について考えよう！（SOSの出し方教育）」の普及

〇「こころの健康について考えよう！（SOSの出し方教育）」テキスト講習会

令和2年度、SOSの出し方教育のツールとして作成した冊子「こころの健康について考えよう！」の普及をめざし、保健所、市町村自殺対策担当課職員、小・中・高等学校の教職員対象に講師養成を目的とした自殺対策研修（J-1・J-2）テキスト講習会（J-2 はオンライン研修）を行った。また、羽曳野市教育委員会、茨木市立小学校、私立中学校高等学校及び茨木保健所からの要請を受け、テキスト講習会を行った。

〇「こころの健康について考えよう！（SOSの出し方教育）」の普及

　希望のあった小学生6校（5・6年生）、中学校4校（1・2・3年生）、高等学校6校（1・2・3年生）、大学4校を対象に、授業「こころの健康について考えよう！（SOSの出し方教育）」を実施した。

　この他、市町村自殺担当職員が「SOSの出し方に関する教育」の実施に向けての教職員の理解促進のため、授業「こころの健康について考えよう！（SOSの出し方教育）」を実施（1回）した。また、養護教諭が各学校で「SOSの出し方に関する教育」の実施に向けて自主活動として、養護教諭の有志の部会で模擬授業を実施（1回）した。

10）若者の自殺未遂対応チーム事業

　令和5年度から国のモデル事業を活用し、自殺者数が増加傾向にある若年層に対する自殺対策の一環として事業を開始した。若者の自殺未遂支援事例のうち、保健所や市町村、地域の関係機関のみでは対応に苦慮する場合に、精神科医師や弁護士等多職種の専門家チームを派遣し、本人・家族を支援する地域の支援機関に対して、関わり方などのコンサルテーションを実施した。令和5年度の実績は相談2件、事業実施1件であった。

11）市町村自殺対策計画推進支援

平成28年に改正された自殺対策基本法の第13条第2項において、「市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の事情を勘案して、地域自殺対策計画を定めるもの」とされ、令和2年度末、41市町村（政令市を除く）、全てにおいて地域自殺対策計画が策定された。当センターは、大阪府内の市町村・保健所に対して、自殺対策計画推進のために電話・メールで助言・情報提供などの支援74件行い、中核市（5市）における計画推進会議に14回（うち、書面開催2回を含む）出席した。

12）自殺対策関係会議への出席・協力

　大阪府の自殺対策推進にかかる会議に出席・協力するとともに、大阪府保健所及び中核市保健所で開催される自殺対策に関する会議に出席し、情報提供や技術支援等を行った。

（２）技術支援

１）大阪府妊産婦こころの相談センター

　大阪府では、精神的に不安定な時期のある妊産婦へのサポート体制強化により妊産婦の自殺防止を目的として、平成28年2月から大阪母子医療センター内に「大阪府妊産婦こころの相談センター」を設置し、メンタルヘルスに不調を抱えている妊産婦及びその家族・パートナーに対して専任の相談員が相談支援・適切な支援機関へのつなぎ・関係機関への助言・事例検討会等を行っている。

　当センターは、相談員への助言、運営会議及び実務担当者会議への出席などを通し、精神保健福祉領域での技術支援を行った。

６．依存症対策

概要

　依存症は、適切な治療と支援により回復が十分可能であるが、依存症であるという認識を持ちにくいといった依存症の特性や、専門医療機関や地域における支援体制が十分整っていないことなどから、依存症の本人及び家族が必要な支援を受けられていないという状況である。

　大阪府、大阪市、大阪府警本部の三者が協力して取組みを行う「あいりん地域を中心とする環境整備の取組み（5か年計画）」の一つである、「薬物依存症者等ケア強化事業」（平成26年度～30年度）を開始し、当センターでは、大阪市こころの健康センターと協働し、府内全体の依存症の本人や家族へのケア水準の向上を目的として、事業に取り組んできた。

　平成30年度からは、依存症への社会的認知や対策の需要の高まりを受けて、相談・治療・回復支援について、切れ目のない体制を整備すべく、「依存症対策強化事業」として対策を強化することになった。令和元年度には、「薬物依存症者等ケア強化事業」から続けてきた事業の柱を、「①普及啓発の強化」「②相談支援体制の強化」「③治療体制の強化」「④切れ目のない回復支援体制の強化」の4つに再編した。

　また、令和2年度には、「⑤大阪独自の支援体制の強化」を柱に加え、当センターを「依存症総合支援センター」、大阪精神医療センターを「依存症治療・研究センター」とし、2つのセンターが有機的な連携を行う「大阪依存症包括支援拠点（OATIS）」を設置した。

さらに、令和5年度からは、「⑥調査・分析の推進」「⑦人材養成」を加え、事業の柱が再編され、これら7つを柱とした総合的な依存症対策に取り組んでいる。

事業実績

（１）普及啓発の強化

１）依存症に関するリーフレット等の作成

　依存症の正しい知識や相談窓口を伝えるためのリーフレットやチラシを作成した。また、アルコール関連問題啓発週間においては、サイネージ画像の作成および啓発パネルの更新を行い、関係機関に啓発の協力を依頼した。

２）ホームページでの依存症に関する情報提供

　依存症の基礎知識や相談窓口、リーフレットなどの刊行物、関係機関向け研修、関係機関連携会議などについてホームページやおおさか依存症ポータルサイト（健康医療部地域保健課所管）等で情報提供した。

３）ロビー展示

　令和5年度よりギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）に加え、大阪ギャンブル等依存症問題啓発月間（5月）と、アルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）に合わせ、ロビーでポスター等の展示、リーフレットの配架を行った。

４）府民セミナーの開催

　依存症の基礎知識や多重債務問題に関して、府民に啓発するために、大阪府依存症理解啓発府民セミナー「みんなで考えよう依存症のこと」を以下のとおり、対面及びオンデマンド配信の形式（YouTubeでの限定公開）で実施。

５）予防啓発ツールの作成

学校教員等が授業において予防教育を実施できるよう、高校生向けの予防啓発ツール（スライド教材2種、　ワークシート4種、動画教材2種）及び教員向け解説書を作成した。

６）依存症予防教育教職員向け研修

　高等学校の教職員等を対象に、依存症予防教育を実施するための依存症に関する基礎的な知識を学ぶ研修を実施した。

７）依存症予防啓発教育出前授業

　依存症を早期に予防するため、府内の希望のあった高等学校等を対象に、依存症についての授業を行った。

８）高校生向け依存症予防啓発推進事業

　文部科学省が発行しているリーフレット「行動嗜癖を知っていますか？」を、大阪府内の高等学校3年生等を対象に配布した。

９）新成人向け依存症啓発チラシの配布

　依存症の説明と相談窓口を掲載したチラシを作成し、希望のあった市町村に配布した。

10）若者・地域支援者向依存症予防事業

青少年指導員などの子どもに関わる支援をしている地域の支援者を対象に、依存症の基礎知識に関する研修を行った。

11）大学への依存症予防啓発

大学生に対する依存症の予防啓発のため、希望のあった大学へ講義等を実施した。

12）飲酒防止教育普及研修

保健所や学校等が飲酒防止教育を行う上での必要な知識やポイントについて学ぶことができるよう、飲酒防止教育普及研修を開催した。

（２）相談支援体制の強化

１）依存症専門相談（依存症相談拠点支援センター）

　本人及び家族からのアルコール・薬物・ギャンブル等の依存症全般に関する相談を実施するとともに、関係機関へのコンサルテーションを実施した。

令和5年度は5月の大阪ギャンブル等依存症問題啓発月間において、相談時間を拡充（5月第3土曜・第4週の月曜から金曜までは20時まで）して、依存症専門相談を実施した。

令和5年度の依存症に関する相談件数は実787件、延1,813件で、詳細は以下の表のとおりである。

２）多職種連携専門相談事業

令和5年6月から依存症による借金問題で困っている本人や家族及び関係者を対象に、依存症専門相談の中で、大阪弁護士会の協力を得て弁護士によるオンラインでの借金専門相談を実施した。令和5年度の相談件数は10件であった。あわせて借金相談窓口を訪れる人等に対して、依存症に関する基礎的な知識や相談窓口の周知を行うことを目的とした。リーフレットを5,000部作成し、関係機関に配布した。

また依存症による問題で困っている本人や家族を、関係機関にスムーズにつなぐために、関係機関のスタッフによる当センターへの出張相談を実施した。令和5年度の相談件数は4件であった。

３）依存症関連事例検討会

相談従事者を対象に相談対応力を向上し、支援に役立てるため、依存症関連事例検討会を年4回実施し、延べ23人が参加した。

４）依存症家族サポートプログラム　＜「15．相談」に詳細掲載（55頁参照）＞

　薬物依存症とギャンブル等依存症の家族を対象に、本人が治療や相談につながることや家族自身のメンタルヘルスの改善を目的とし、CRAFTをベースにした家族心理教育のためのプログラムを実施した。

５）依存症当事者対象集団回復プログラム　＜「15．相談」に詳細掲載（56頁参照）＞

　薬物やギャンブル等の問題で困っている人を対象に、薬物やギャンブル等に頼らない自分らしい生き方を取り戻すことを目的に、ワークブックを用いて、集団での回復プログラムを実施した。

６）依存症相談対応・基礎研修（A-1）

　 講義と体験談から依存症についての正しい知識を学び、相談窓口で適切な対応ができるよう、関係機関職員を対象に研修を実施した。

**７）依存症相談対応・実践研修（A-2）**

　　相談支援の経験がある関係機関職員を対象に、「家族への相談支援」、「若年層における薬物問題」をテーマとした研修を実施した。

**８）依存症相談対応・強化研修（A-3）**

相談支援の経験がある関係機関職員を対象に、アディクションの問題のある子どもへの支援、トラウマとアディクションの問題を抱える方への支援について演習を交えて研修を実施した。

（３）治療体制の強化

１）医療機関職員専門研修

　府内の医療機関職員向けに、依存症患者に対する支援を行う人材を養成することを目的として、3回研修を　実施した（依存症治療拠点機関である大阪精神医療センターに委託）。

２）依存症認知行動療法プログラム普及支援事業

　　依存症に関する専門プログラムを提供する医療機関が少ないことから、医療機関からの専門プログラム見学の受け入れやプログラム実施にあたっての支援等を行った（依存症治療拠点機関である大阪精神医療センターに委託）。

３）簡易介入マニュアル普及事業

　ギャンブル等依存症の早期発見・早期治療のため、かかりつけ医等において、早期発見、早期介入、情報提供等を実施できるよう、大阪精神科診療所協会の協力のもと、ギャンブル等依存症簡易介入マニュアルを作成した。

また、ギャンブル等依存症に対応可能な医療機関の裾野の拡大を図るため、大阪府医師会に委託し、ギャンブル等依存症簡易介入マニュアルの普及研修を行った。

（４）切れ目のない回復支援体制の強化

１）大阪府依存症関連機関連携会議

　依存症の本人及び家族等への支援に関すること、大阪アディクションセンターに関することについて協議・検討するために、行政・司法・医療・福祉関係者・当事者等によって構成される大阪府依存症関連機関連携会議を開催し、専門的な事項を協議・検討するために、3つの部会を開催した。

２）大阪アディクションセンター（OAC）の運営

　関係機関が情報共有・連携しながら、依存症の本人及び家族等の相談・治療・回復を途切れなく支援するためのネットワークである大阪アディクションセンター（OAC）を平成27年5月に当センターを事務局として設置し、平成29年4月から本格稼働している。令和6年3月末現在、59機関・団体が加盟している。

○OAC交流イベントの実施

　関係機関・団体同士が情報共有・連携し、また支援担当者同士の顔の見える関係づくりを進めるため、交流イベントを開催した。

○OACミニフォーラムの開催支援

　地域ごとの連携を推進するために、これまで各ブロック単位で開催していたOACミニフォーラムを、令和4年度より各地域で開催しており、開催にあたり必要な支援を行った。（府内10か所で開催）

○メーリングリストの活用

　メーリングリストを活用し、加盟機関・団体間の情報共有を推進した。

○啓発週間の取組の紹介

　令和5年度より、ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）に加え、大阪ギャンブル等依存症問題啓発月間（5月）とアルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）に、加盟機関・団体が取り組む啓発活動をホームページに掲載し、情報共有及び情報提供を行った。

○大阪アディクションセンター活動状況冊子の更新

　加盟機関・団体同士の連携を促進するため、各機関の活動状況をまとめた冊子を更新した。

３）自助グループ・回復施設等との連携・協力・支援

　以前よりOACの取組みとして実施していた回復施設・自助グループの見学会について、コロナ禍により数年実施できていなかったが、本人や家族からの相談窓口である保健所等の職員が、回復施設・自助グループを見学することで普段の相談業務に活かすことを目的に、関係団体・自助グループの協力を得て、見学会を開催した。

４）連携支援モデル構築事業

　依存症の個別支援において、複雑化・複合化した事例に対しても円滑に機能するよう、各支援機関間のネットワークの深化を図ることを目的として、令和5年度からギャンブル等依存症支援機関である、いちごの会、大阪いちょうの会、大阪マック、ギャンブル依存症問題を考える会、全国ギャンブル依存症家族の会大阪の5団体に計37回訪問し、連携支援についての現状を聞き取った。また、連携支援をテーマとした勉強会や事例検討会を開催した。

５）飲酒運転対策等連絡会議への参加

　大阪府保健医療室地域保健課が主催する飲酒運転対策等連絡会議に出席し、大阪府警察本部における飲酒運転再犯防止対策や、大阪府内（大阪市・堺市含む）の飲酒運転対策の取組み状況等について情報交換等を行った。

（５）大阪依存症包括支援拠点（OATIS）の運営

　令和2年4月に設置された大阪依存症包括支援拠点（OATIS）は、予防・相談支援、人材養成などを総合的に行う「依存症総合支援センター（当センター）」と、依存症に関する専門治療や研究を行う「依存症治療・研究センター（大阪精神医療センター）」が有機的に連携した、大阪府における依存症対策の総合拠点である。

　具体的には年数回連絡会を開催するとともに、当センターが実施している府民セミナーや研修等の講師やプログラム等各種事業を通じて連携を図っている。

（６）「健康と生活に関する調査」の実施

７．精神医療審査会

概要

　精神保健福祉法第12条に基づき、独立した第三者機関として、精神医療審査会を設置し、医療保護入院者の入院届、定期病状報告書の審査及び精神科病院入院者からの退院・処遇改善請求の審査を行い、精神科病院入院患者の適正な医療及び保護の確保に努めている。精神医療審査会は5名の委員で構成される合議体で、本府では8合議体40人の委員で審査を行っている。

事業実績

令和5年度の審査会開催状況は、本審査会（全体会）1回、合議体72回であった。

８．精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院）

概要

精神障害者保健福祉手帳（精神保健福祉法第45条）及び自立支援医療受給者証（精神通院）にかかる判定及び交付を行っている。

事業実績

（１）精神障害者保健福祉手帳

　精神障害者保健福祉手帳の交付申請に基づいて判定し、認定されたものについて手帳を交付している。精神障害者保健福祉手帳の交付数は4,635である。

また、平成23年度より順次交付事務の権限移譲を行っており、令和5年度現在、権限移譲をしているのは36市町村で、当センターでは判定依頼を受けた診断書について判定を行っている。

（２）自立支援医療受給者証（精神通院）

自立支援医療（精神通院医療）支給認定の申請に基づいて判定し、認定されたものについて自立支援医療受給者証（精神通院）を交付している。自立支援医療受給者証（精神通院）の承認件数は121,070件である。

９．精神科病院実地指導・精神科病院入院者実地審査

概要

入院患者の人権に配慮した適正な精神医療が確保され、入院制度等の適正な運用が図られるよう、入院患者の症状又は処遇等に関して精神科病院に対して報告徴収及び立入検査等（実地指導）を実施するとともに、精神科病院に入院している措置入院者及び医療保護入院者について、精神保健指定医による診察（実地審査）を行った。

また、実地指導等の結果、改善報告や改善計画の提出を求めたり、要望事項を伝えるなど、必要な措置を講じた。

事業実績

（１）精神科病院実地指導

１）実地指導

精神保健福祉法第38条の6及び第38条の7、大阪府精神科病院実地指導実施要領の規定に基づき、東大阪市及び豊中市内にある精神科病院4病院で定期の実地指導を各1回実施した。

※大阪府保健所管内の精神科病院における実地指導は、「大阪府保健所長に権限を委任する規則」第1条第6号の規定により大阪府の各保健所が実施。

※大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第4条第1項にて規定された高槻市及び第4条第2項に規定された吹田市、枚方市、八尾市及び寝屋川市内の精神科病院における実地指導は各市保健所が実施。

２）実地指導説明会

病院間で指摘内容に格差が生じないよう、府及び中核市保健所を対象に、令和5年6月21日に実地指導に関する説明会を開催し、36名が出席した。

また、精神保健指定医を対象に、実地指導に関する説明会を11回開催し、25名が出席した。

３）実地指導報告会

実地指導後は、府及び中核市保健所を対象に、令和6年3月13日に実地指導報告会を開催し、実地指導に関する情報共有、意見交換を行い、30名が参加した。

４）実地指導への技術支援等

府及び中核市保健所からの実地指導に関する問合せに対応するとともに、保健所からの依頼に応じて、臨時実地指導等に当センターの精神保健指定医や職員が同行するなど、技術支援等を行った。

（２）精神科病院入院者実地審査

精神保健福祉法第38条の6及び第38条の7、大阪府精神科病院入院者実地審査実施要領の規定に基づき、実地指導時に、大阪府保健所管内、東大阪市及び豊中市内の精神科病院34病院において、実地審査を36件実施した。また、入院後概ね3か月を経過した措置入院者対象に実施した実地審査の件数は4件である。

※大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第4条第1項にて規定された高槻市及び第4条第2項に規定された吹田市、枚方市、八尾市及び寝屋川市内の精神科病院における実地審査（措置入院者を除く）は、各市保健所が実施。

10．精神科医療機関療養環境検討協議会

概要

精神科医療機関療養環境検討協議会は、精神科医療機関内における人権尊重を基本とした適正な医療の確保と療養環境の改善、向上を図ることを目的とし、平成21年度に設置された。当センターはその事務局として大阪市及び堺市と共同で運営している。

協議会委員の所属団体・機関は、大阪精神科病院協会、大阪精神科診療所協会、日本精神科看護協会大阪府支部、大阪精神保健福祉士協会、大阪弁護士会、大阪精神障害者連絡会、大阪精神医療人権センター、大阪府精神障害者家族会連合会、大阪後見支援センター、大阪府保健所長会、学識経験者、大阪府、大阪市、堺市である。

協議会委員又は臨時委員が療養環境サポーターとして6医療機関を訪問し、改善事項や気づいた点について報告書にまとめた後、病院にフィードバックし、その報告書に対する病院からの回答を基に協議会で検討している。

事業実績

令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により病院への訪問は実施できなかったが、協議会は対面とWebにより開催し、各病院で工夫している療養環境向上に向けた良い取り組みについてのアンケート調査実施について検討を行い、大阪精神科病院協会を通じて各病院に結果を報告した。

令和5年度からは、協議会を対面で開催するとともに、大阪精神科病院協会と調整を行い、医療機関訪問を再開した。また、当協議会を入院者訪問支援事業の推進会議として活用し、事業に関する情報共有等を行った。

11．入院者訪問支援事業

概要

精神科病院の入院者のうち、市町村長同意による医療保護入院者からの希望に応じ、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員の派遣に向けて、訪問支援員養成研修、推進会議及び実務担当者会議を実施した。

※大阪府では、大阪市、堺市と共同で事業を実施。

事業実績

（１）推進会議

　大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会の場を推進会議として活用し、6回（5月26日、7月28日、9月15日、11月24日、1月26日、3月8日）開催し、入院者訪問支援事業に関する厚生労働省からの情報の提供や、訪問支援員養成研修に関する進捗状況及び実施状況の報告等を行った。

（２）実務担当者会議

　実務者会議を3回（11月30日、12月25日、2月13日）開催し、訪問支援員養成研修の内容等について検討を行った。

（３）訪問支援員養成研修

　訪問支援員を養成するための研修を下記の内容で実施し（演習は、大阪精神医療人権センターに委託）、33名が受講した。

12．措置診察

概要

　精神保健福祉法に規定される申請・通報・届出に基づき、措置診察や移送等を行っている。

事業実績

　令和5年度の申請・通報・届出数の総数は554件であった。

13．医療保護入院等のための移送

概要

　精神保健福祉法第34条の規定に基づき、精神保健指定医による診察の結果、精神障がい者であり、かつ、直ちに入院させなければ医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であって、その精神障がいのために本人の同意に基づく入院が行われる状態にないと判断されたものについて、その家族等の同意があるときは、本人の同意がなくても医療保護入院又は応急入院させるため、応急入院指定病院に移送を行っている。

事業実績

令和5年度は、移送の依頼が3件あり、結果は、実施1件、却下1件、取り下げ1件であった。

14．精神科救急医療情報センター

概要

　警察、救急隊、府民（おおさか精神科緊急ダイヤル）から依頼のあった夜間・休日に精神科救急医療を必要としている者に対し、救急病院（当番制）への受診、受け入れの調整を行っている。

事業実績

　令和5年度の相談件数の総数は2,287件であった。

15．地域活動への支援

概要

　府内各地域での精神保健福祉活動の向上を目的として、国・府などの施策動向や各地域の活動状況に関する情報収集及び情報提供、保健所が実施する研修や相談に対する技術支援など、各地域からの要請や相談を受けて必

要な支援を行った。

事業実績

（１）地域活動への支援

　　令和5年度に保健所や保護観察所のほか、市町村、障がい福祉サービス事業所、医療機関、各団体等からの

　要請や相談を受けて支援を行い、総支援件数は491件であった。

　　項目別支援回数で、最も多いのは「自殺対策事業関連」で、次に、｢啓発・理解促進｣となっている（表

14-(1)-1）。「自殺対策事業関連」では市町村からの問い合わせ等への対応、「啓発・理解促進」では、地域の関係機関からの問い合わせに対する情報提供などが含まれている。

　　要請元別支援回数は、「保健所」が最も多く、次いで「市町村」の順となっている。

　　問題別支援回数においても、「自殺関連」が最も多くなっている。

（２）保護観察所と連携した取組み

　薬物関連の保護観察対象者に、当センターから電話で連絡をとり医療機関や自助グループを紹介した。また、面接を実施する「Voice　Bridges　Project」において、令和5年度は7件の新規ケースの申し込みがあり、過年度からの継続ケースも含め19件のかかわりがあった。

　また、当センターや社会資源の情報提供等のため、保護観察所で行われる当事者プログラム、家族ミーティングや家族教室に出席した。

（３）その他の地域支援に関する取組み

大阪刑務所において、薬物の問題がある累犯者の薬物依存離脱指導プログラムに参加し、出所後も継続して薬物依存からの回復に向けた支援を受けられるよう、相談先や支援機関及び当センターで行っている集団回復プログラム等について説明を行った。（2月：1回、3月：1回）

（４）保健所心理業務

大阪府保健所における精神保健福祉活動への技術支援として、当センターより非常勤心理職員を各保健所に概ね月3回派遣した。主な支援として、本人に対する心理療法や、家族・関係者への相談及び助言などを行った。

（５）大阪府措置入院者等退院後支援事業

平成29年度にモデル的に行っていた措置入院者等への支援計画の作成・計画に基づく支援について、平成30年3月に厚生労働省がガイドラインを発出したことを受けて、平成30年度から「大阪府措置入院者等退院後支援事業」として府内全域での事業を開始した。

当センターは、大阪府が措置し、帰住先未定のケース（1事例）の支援を行うとともに、精神保健福祉センターとして、支援主体の保健所等からの要請に基づき、手続き等に関する助言及び帰住先への引継ぎを行った。

16．相談

概要

　当センターでは、「依存症相談」「自死遺族相談」「発達障がい相談」の専門相談を主とした精神保健福祉相談とともに、「こころの電話相談」「若者専用電話相談わかぼちダイヤル」「こころの健康相談統一ダイヤル」といった電話相談を実施した。集団支援として「薬物の問題で困っている人のための集団回復プログラム」「ギャンブル等の問題で困っている人のための集団回復プログラム」「薬物依存症家族サポートプログラム」「ギャンブル等依存症家族サポートプログラム」を開催した。また、保健所に心理職員を派遣し、保健所精神保健福祉活動の一端を担った。

　ひきこもり地域支援センター事業では、ひきこもり専門電話相談のほか、ひきこもり支援専門のコーディネーターが市町村や保健所等での支援に対し、訪問もしくは電話でコンサルテーション等を実施した。

事業実績

（１）精神保健福祉相談（依存症・自死遺族相談・発達障がいに関する専門相談を含む）

令和5年度の相談受理件数は、電話相談と来所相談をあわせると、新規および年度新規は実相談件数が1,227件、延相談件数が2,414件であった。

（２）集団支援

１）薬物依存症家族サポートプログラム

薬物依存症の家族を対象に、本人が治療や相談につながることと、家族自身のメンタルヘルスの改善を目的とし、CRAFTをベースにした家族心理教育プログラムを実施した。

・期　　間　　令和5年4月～令和6年3月

・開催回数　　前期6回、後期6回

・参加人数　　前期：実4名（延18名）、後期：実6名（延19名）

２）ギャンブル等依存症家族サポートプログラム

ギャンブル等依存症の家族を対象に、本人が治療や相談につながることと、家族自身のメンタルヘルスの改善

を目的とし、CRAFTをベースにした家族心理教育プログラムを実施した。

・期　　間　　令和5年4月～令和6年3月

・開催回数　　前期6回、後期1回（後期5回は参加者0で開催せず）

・参加人数　　前期：実7名（延20名）、後期：実2名（延2名）

３）依存症家族サポートプログラム特別講座

依存症問題で困っている家族に共通する話題・問題について、以下のとおり特別講座として実施した。

４）ギャンブル等の問題で困っている人のための集団回復プログラム

ギャンブル等の問題で困っている人が、ギャンブル等に頼らない自分らしい生き方を取り戻すことを目的に、O-GAT（おおさかギャンブル障がい回復トレーニングプログラム）のワークブックを用いて、集団プログラムを実施した。

・期　　間　　令和5年4月～令和6年3月

・開催回数　　前期6回、後期6回

・参加人数　　前期：実16名（延53名）　後期：実16名（延40名）

５）薬物の問題で困っている人のための集団回復プログラム

薬物の問題で困っている人が、薬物の問題への具体的な対処方法を学び、薬物に頼らない生活を取り戻すことを目的、DAIJOB（薬物の問題で困っている人のための回復プログラム）のワークブックを用いて、集団プログラムを実施した。

・期　　間　　令和5年4月～令和6年3月

・開催回数　　前期5回、後期2回（前期1回、後期4回は参加者0で開催せず）

・参加人数　　前期：実2名（延7名）　後期：実2名（延3名）

（３）電話相談

１）こころの電話相談

令和5年度の「こころの電話相談」の相談件数は2,150件であった。その内、毎週水曜日に行っている「わかぼちダイヤル」の相談件数は510件であり、さらにその中で「わかぼちダイヤル」の対象年齢である40歳未満 （相談者が家族・関係者の場合も含む）の件数は60件であった。

当センター内に設置の「こころの健康相談統一ダイヤル」の件数6,931件を合わせると、電話相談の総件数は9,081件となっている。

「こころの電話相談」のうち、「わかぼちダイヤル」の40歳未満の相談件数60件を除く、2,090件についての集計結果を「こころの電話相談」として報告する。

また、相談内容別件数では、「こころの健康（日常生活問題・ストレス）に関するもの」が多くなっている。精神保健福祉問題別件数では、「その他」を除き「うつ・うつ状態に関する問題」が多くなっている。

こころの電話相談における電話相談者は女性が58.6％、男性が35.5％で、本人からの相談が約9割であった。相談対象者の年代については、2,090件のうち、50歳代が30.7%で最も多く、次いで、60歳代（17.5％）となっている。電話相談者の居住地は、大阪市・堺市・他府県を除く府内が約5割であった。

２）若者専用電話相談

40歳未満の人のための専用電話相談として毎週水曜日に「わかぼちダイヤル～わかものハートぼちぼちダイヤル～」を開設しており、令和5年度の相談件数は510件であった。また、相談対象者がわかぼちダイヤル対象者である40歳未満（相談者が家族・関係者の場合も含む）の相談状況を見ると、相談件数は60件であり、うち58件が本人からの相談であった。相談者の居住地域別に見ると、大阪市・堺市・他府県を除く大阪府域が7割である。また、相談内容別件数では、「こころの健康（日常生活問題・ストレス）に関するもの」「対人関係の適応に関するもの」が多く、精神保健福祉問題別件数では、「その他」を除き「その他の精神疾患に関する問題」が多くなっている。

３）こころの健康相談統一ダイヤル

令和5年度の「こころの健康相談統一ダイヤル」の相談件数は6,931件であった。電話相談者は女性の方が多く、半数以上が本人からの電話であった。相談対象者の年齢別件数をみると60歳代が11.3％、40歳代が11.1％を占めており、居住地域別では大阪市・堺市・他府県を除く大阪府域が2割以上を占めている。

また、相談内容別では、「悩み相談」が相談内容の半数程度を占め、中でも人間関係に関するものが20.9％であった。

４）集中電話相談

○９月自殺予防週間

令和5年度の9月の自殺予防集中電話相談（平日17時～翌9時30分及び土日祝日の終日）は、9月1日～30日に「こころの健康相談統一ダイヤル」を 2回線で実施し、相談件数は1,088件であった。

　男女比率は、女性からの相談が男性の約2倍であり、約9割が本人からの電話である。また、相談対象者の年齢別件数をみると50歳代が25.4％、60歳代が22.2％、40歳代が14.7％を占めている。居住地別では大阪市・堺市・他府県を除く大阪府域が約3割を占めている。相談内容別では、「人間関係」に関することが512件、「病気に関すること」が319件と多かった。

○３月自殺対策強化月間

令和5年度の3 月の自殺予防集中電話相談（平日17時～翌9時30分及び土日祝日の終日）は、令和6年3月1日～3月31日に9月と同様、「こころの健康相談統一ダイヤル」を2回線で実施し、相談件数は992件であった。

　男女比率は女性からの相談が男性よりも多く、9割程度が本人からの電話である。また、相談対象者の年齢別件数をみると、50歳代が20.4％、60歳代が18.2％、40歳代が16.6％を占めている。居住地域別では大阪市・堺市・他府県を除く大阪府域が3割を占めている。相談内容別では、「人間関係」に関することが491件、「病気に関すること」が304件と多かった。

（４）保健所心理業務

大阪府保健所における精神保健福祉活動への技術支援として、当センターより各保健所へ非常勤心理職員を概ね月3回派遣した。本人に対する心理的検査や心理相談、家族・関係者への相談及び助言などを行った。

令和5年度の相談件数は新規（年度新規も含む）115件、継続224件の計339件であった。対象者の年齢は、20～29歳が116件で約3割を占めている。相談内容としては｢心理的相談・心の健康づくり｣が280件と8割以上を占め、対象領域としては「心の健康づくり」「その他の精神疾患に関する問題」「うつ・うつ状態」が多かった。

（５）ひきこもり地域支援センター事業

　大阪府ひきこもり地域支援センターは、平成29年度よりひきこもり支援専門のコーディネーターが、市町村や保健所等の支援ケースに対し、訪問もしくは電話でコンサルテーション等を実施している。

　令和5年度は生活困窮者自立相談支援機関への支援が113件であり、支援内容は事例に関するコンサルテーションが82件、市町村等関係機関への講師派遣が16件であった。また、本人・家族等からの電話相談の相談件数は506件であった。

17．こころのケア

概要

新型コロナウイルス感染症の流行に伴うこころのケアに対応するため、府民、医療従事者及び支援者とその家族、宿泊療養・自宅療養者等に対して、①刊行物・ホームページによる情報提供・普及啓発、②電話相談窓口を開設した。

事業実績

（１） 新型コロナウイルス感染症流行時のこころのケア

１）刊行物・ホームページによる情報提供・普及啓発

府民向けのこころのケアに関する情報提供・普及啓発をおこなった。

２）電話相談府民向け

①府民向け電話相談「新型コロナこころのフリーダイヤル」の開設

　令和2年10月1日にフリーダイヤルでの電話相談窓口「新型コロナこころのフリーダイヤル」を開設し、令和5年度は感染症法上の位置づけが5類に移行となる令和5年5月8日の前日（5月7日）まで、新型コロナウイルス感染症の影響による不安やストレスなど、こころの健康に関する相談に対応した。

〇電話番号：0120-017-556（まるいなこころ）

〇日時：9時30分から17時まで（土曜日・日曜日・祝日・年末年始も実施）

〇実績：令和5年度の相談件数は533件

〇相談内容：感染や病状に関する不安、制度やワクチン、感染後の対応等のコロナに関連する質問、コロナ禍での孤独や経済状況・人間関係の悪化、政治や社会への不安・不満などに関する相談

②医療従事者及び支援者等支援者向け電話相談「こころのホットライン」

令和2年4月20日に「こころのホットライン」を開設し、9月1日より、宿泊療養者・自宅療養者・入院者等対象と併せて一本化し、令和5年度は感染症法上の位置づけが5類に移行となる令和5年5月8日の前日（5月７日）まで、医療従事者・支援者とその家族等を対象に、電話による相談に対応した。

〇対象：医療従事者・支援者・その家族

〇日時：平日9時30分から17時まで（令和2年のゴールデンウィークのみ連休中の対応を実施）

〇実績：令和5年度の相談件数は0件

〇相談内容：感染に関する不安・心配、職場環境、業務量・業務内容、職場復帰などに関する相談

③宿泊・自宅療養者向け電話相談「こころのホットライン」

令和2年4月20日から「こころのホットライン」を開設し、令和5年度は感染症法上の位置づけが5類に移行となる令和5年5月8日の前日（5月7日）まで引き続き、宿泊療養者・自宅療養者等を対象に、電話による相談に対応した。

〇対象：宿泊療養者・自宅療養者・入院者（療養後、退院後も含む）

（令和2年9月1日より、医療従事者・支援者・その家族等を対象者と併せて一本化で対応）

〇日時：平日9時30分から17時まで（令和2年のゴールデンウィークのみ連休中の対応を実施）

〇実績：令和5年度の相談件数は12件

〇相談内容：感染や病状・後遺症に関する不安・心配、療養環境、復帰（仕事や学校、日常生活）、経済

　問題、偏見・理解不足などに関する相談や、書類の書き方、提出先など事務的なことについての問合せ

＜おわり＞

令和５年12月　大阪府こころの健康総合センター　発行